

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。